

陳 情 文 書 表

平 2 5 陳 情 第 4 号		平成 2 5 年 2 月 2 5 日 受 理
件 名	渋沢地区巨大霊園を秦野市総合計画等にかなう公園墓地にすることを求める陳情	
陳 情 者	秦野市西大竹 3 0 2 - 1 1 渋沢丘陵を考える会 事務局長 鈴木 和郎 秦野市渋沢 2 0 9 8 丹沢・未来プロジェクト 代表 栗原 孝司 秦野市千村 5 - 4 - 1 秦野・冬水たんぼの会 代表 吉田 嗣郎 秦野市千村 3 - 1 7 - 1 - 4 0 3 さんげつ会 会長 日置 乃武子	
陳 情 の 原 文		
<p>陳情趣旨</p> <p>現在市において、渋沢地区に公益財団法人相模メモリアルパークによる約 2 0 ヘクタール、1 万 5 , 0 0 0 区画の「(仮称)相模メモリアルパーク第 2 霊園」の建設計画が協議中であります。これを秦野市総合計画等に基づく公園墓地にすることを求めます。</p> <p>1 同霊園は、墓地であると同時に秦野市総合計画第二期基本計画及び第三期基本計画において「公園墓地」と位置づけられています。総合計画第三期基本計画においては、第 1 編「自然と調和した快適なまちづくり」第 2 章第 2 節「緑化及び公園・緑地の整備」の主な取り組みとして「市民の墓地需要を考慮した公益法人等による霊園（公園墓地）建設に対する適切な指導」が明記されています。</p> <p>また、平成 2 0 年 1 0 月 8 日及び 1 1 月 1 2 日の庁議では、この秦野市総合計画における位置づけを根拠の 1 つとして計画地を霊園として利用することを認めています。市の公園の分類でも、歴史公園、風致公園と同じ特殊公園とされています。事業者も「公園型霊園」を標榜しています。</p>		

このように「(仮称)相模メモリアルパーク第2霊園」は、墓地と公園という2つの機能をバランスよく備えなければならない施設だと言えます。

しかし、公園的要素が著しく劣っています。

それを当該霊園の敷地面積に対する緑地の割合で見えますと、「秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例」の定める35%を超えて40%（約8万平方メートル）を占めています。しかし、緑地面積の3分の2以上（約69%、5万5,000平方メートル）が人工的な造成緑地でその大部分が法面擁壁です。緑地面積のうち自然をそのままの姿で残す保全緑地は3分の1以下の31%（約2万5,000平方メートル）で、敷地面積に対する割合は12.5%にすぎません。もちろん公園計画はゼロです。

このような土地利用計画で、はたして公園墓地と言えるのでしょうか。

計画地の最大の特徴は、県内でも希有な生物多様性をもつ自然にあります。それを最大限に生かしてこそ本当の意味での公園墓地になると考えられます。

2 市のブレインヒル柿の木原構想は、渋沢丘陵を「緑地ゾーン」「農地ゾーン」「集落ゾーン及び既開発地」「開発ゾーン」「その他のゾーン」の5つに区分していますが、計画地は「その他のゾーン」とされています。この区域は「土地利用の保全を図るもの」とされ「地区の振興等にかかる小規模な土地利用の転換等」が認められています。

しかし、20ヘクタール（6万坪、東京ドーム4.5個相当）の規模は「小規模な土地利用の転換」とは言えず、ブレインヒル柿の木原構想との整合性はありません。また、第三期基本計画に照らしても1万5,000区画という規模は、たとえ近隣自治体の需要を考慮しても「市民の墓地需要」とは大きくかけ離れていると推計されます。

つまり当該墓地計画は、市の最も基本的な政策である総合計画及びブレインヒル柿の木原構想に関して、①公園的内容の充実、②可能な限りの現状すなわち自然環境の保全、③規模の縮小という3つの課題を抱えていることとなります。

3 この3つの課題を解決する方法として、例えば現計画の大枠はそのままにして、計画地の西半分をほぼ南北に流れる沢（できれば東半分北部にある枝沢を含めて）と流域の自然樹林をそのまま残し保全する思い切った土地利用の変更によって、事実上規模を縮小するのと同等の効果と公園的要素の向上が期待できます。この沢部を中心とした保全樹林帯の中に遊歩

道や野鳥観察所などをつくったり沢の要所にいくつかの橋を架けることによって、公園墓地としての一体性が生まれます。さらに隣接する大井町の篠窪自然環境保全地域とつながることで「緑の回廊」が残り、生物多様性がある程度守られます。

区画数の減少は、比較的需要の高い小さな区画をふやせば最小限に抑えることができます。一方、区画数の減少は「秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例」によって区画数の10分の1を必要とする駐車場の減少をもたらし、さらに切土・盛土区域の減少につながり、貴重な自然を残すことに貢献します。保全樹林帯に接続する土地の一部を樹林葬、樹木葬、合併葬などに供することで市民の多様な墓地需要を喚起することができるでしょう。

#### 陳情事項

- 1 「(仮称)相模メモリアルパーク第2霊園」建設計画が秦野市総合計画第三期基本計画及びブレインヒル柿の木原構想にかなう公園墓地になるよう、事業者に対し市長が「市民の墓地需要を考慮した公益法人等による霊園(公園墓地)建設に対する適切な指導」をするよう最大限の努力をしてくださるよう要望してください。